

手話言語法（仮称）の早期制定に関する意見書の提出に関する陳情

（福祉健康委員会付託）

受理番号 第 220 号 受理年月日 平成 26 年 11 月 20 日

付託年月日 平成 26 年 12 月 2 日

陳情者
.

陳情原文 手話は、ろう者が意思疎通を図り思考する際に使用され、手や指、体などの動きや顔の表情を使って概念や意思を視覚的に表現するものであり、日本語と同様に独自の語彙と文法体系を持つ自然言語です。

しかしながら日本においては昭和初期から、ろう学校で手話は禁止され、社会でも手話を使うことで差別されてきた歴史がありつつも、手話はろうコミュニティの中で大切に守られてきました。現在ではろう学校でも手話は導入されましたが、その活用や認識はまだまだ十分とは言えません。

こうした中、手話が音声言語と対等な言語であることを啓発し、国民の理解を促進するとともに、ろう者が家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場面においても、自由に手話を使用できるような社会環境を整備することが求められています。

平成 18 年 12 月に国連総会において全会一致で採択された「障害者の権利条約（条約第 8 号）」の中で「手話は言語」であることが明記されました。それを受け日本政府は国内法の整備をすすめ、平成 23 年 8 月に改正した「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」により「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、平成 26 年 1 月にわが国でも同条約が批准されました。

つきましては、この批准をより確固たるものとするために「手話言語法（仮称）」の制定をできるだけ早い時期にすすめるよう、国に対して意見書を提出されますよう、下記のとおり陳情します。

記

江戸川区議会において手話言語法（仮称）の早期制定に関する意見書を国に提出してください。